

# 平成22年第1回定例会

## 政策総務常任委員会提出資料

### ◎ 議案事項

- 1 議案第51号 訴えの提起（和解を含む。）について（出納局）----- 1頁

### ◎ 所管事項

- 1 平成22年度三重県職員等採用候補者試験実施日程（人事委員会事務局）----- 3頁
- 2 平成22年度監査等執行計画（監査委員事務局）----- 5頁
- 3 平成21年度財政的援助団体等監査結果（監査委員事務局）----- 13頁
- 4 平成21年度行政監査「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」結果  
（監査委員事務局）----- 21頁
- 5 財務会計・予算編成支援システムに係る機器更新について（出納局）----- 27頁
- 6 物件等電子調達システム（ASP）の構築について（出納局）----- 28頁
- 7 平成20年度包括外部監査結果に対する対応について（出納局）----- 29頁

平成22年3月

人事委員会事務局  
監査委員事務局  
出納局

## 議案第51号 訴えの提起（和解を含む。）について

平成22年3月15日

出 納 局

三重県が単価契約をしているトナー・カートリッジ（NEC PC-3460C）について、契約の相手方が模造品を県に納入していたことにより損害を被ったため、相手方に損害賠償等の請求を次のとおり行います。

### 1. 相手方

三重県伊賀市桐ヶ丘5丁目309  
株式会社ステップ・クオリティ 代表取締役 亀山幸二  
（旧法人名 株式会社エコ・アルファ）

### 2. 経緯

平成21年8月4日、相手方代表取締役は、平成21年1月28日ころから同年6月26日ころまでの間、「NEC」の類似商標を外装箱に表示したトナー・カートリッジを県に販売し、日本電気株式会社の商標権を侵害したとして、商標法違反の疑いで逮捕されました。

同年8月20日に、津簡易裁判所の略式命令が出され、その後、相手方の罰金刑が確定しました。

そのため、模造品が納入されたことにより県が被った損害について、訴えを提起するものです。

### 3. 内容

#### （1）損害賠償請求額

¥21,871,353円

#### （2）損害賠償請求額の算定

三重県警察が模造品であると立証したトナー・カートリッジを対象に、いつから模造品が県に納品されたのか不明であるため、支出証拠書類の保管されている平成16年4月1日以降に県が相手方から購入した金額（¥22,200,906円）とします。

ただし、これらの内、未払額（¥329,553円）があるため、これを控除した金額を損害賠償請求額とします。

### 4. 今後の方針

今後、弁護士等と連携しながら、県の訴えが認められるよう、適切に対処していきます。

## 平成22年度三重県職員等採用候補者試験実施日程（予定）

試験名		受験資格	受験案内・ 受験申込書 配布開始日	受付期間	第1次試験日	第2 次試験 日	最終 合格 発表日
三重県 職員採用 試験	A試験	1 昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 2 平成元年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成23年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	5月18日(火)	5月18日(火) ～ 6月7日(月)	6月27日(日)	7月下旬 ～ 8月上旬	8月中旬
	B試験	昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人	7月9日(金)	8月2日(月) ～ 8月31日(火)	9月26日(日)	10月下旬	11月上旬
	C試験	平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人					
警察官 採用試験	警察官A (平成22年 10月採用)	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成22年9月30日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	3月26日(金)	4月2日(金) ～ 4月28日(水)	5月8日(土)・ 9日(日)	6月中旬	7月下旬
	警察官A (平成23年 4月採用・ 1回目)	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成23年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	3月26日(金)	4月2日(金) ～ 4月28日(水)	5月8日(土)・ 9日(日)	6月中旬	7月下旬
	警察官A (平成23年 4月採用・ 2回目)	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成23年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	7月9日(金)	8月2日(月) ～ 8月31日(火)	9月18日(土)・ 19日(日)	10月下旬 ～ 11月中旬	11月下旬
	警察官B (平成23年 4月採用)	昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの学歴要件に該当しない人	7月9日(金)	8月2日(月) ～ 8月31日(火)	9月19日(日)	10月下旬 ～ 11月中旬	11月下旬
小中 学校職員 採用試験	B試験	昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人	7月9日(金)	8月2日(月) ～ 8月31日(火)	9月26日(日)	10月下旬	11月上旬
	C試験	平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人					

※ 警察官試験の平成22年10月採用については、「三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案」が可決された場合に、特別募集として実施する予定のものです。

※ 警察官として適した人材を幅広く確保していくため、警察官採用試験の受験資格年齢の上限を2歳引き上げます。

※ 各試験の試験区分、採用予定数は、受験案内・申込書配布開始日までに決定し、詳しくは受験案内に記載します。また、上記日程など試験の一部を変更することがあります。

平成 22 年 1 月 18 日  
監 査 委 員 決 定

## 平成 22 年度 監査等執行計画（抄）

### I. 基本方針

平成 21 年度の定期監査結果では、収入未済額の増加や、業務委託契約手続きの誤りなど財務事務の基本的な部分における不適切な処理が見受けられたため、収納促進や適切な事務処理の徹底など改善を指摘するとともに内部統制やチェック機能の検証・強化を求めました。

行政監査では、「県民しあわせプラン・第二次戦略計計画」により、県が主体的に進める「重点事業」を 11 本抽出し、「目標達成度」など 4 つの評価項目により評価した結果、2 事業について「改善の余地がある」との判定を行いました。

また、今日的課題等にかかる部局横断的なテーマ（「県の庁舎内に事務局を置く任意団体」）を選定し、合規性や経済性・効率性等の視点により監査を行いました。

一方、景気悪化の影響を受けて、雇用・経済情勢は深刻さを増し、雇用調整が行われるなど景気悪化の影響が現れています。このような中、今後の県の行財政運営は一層厳しくなることが見込まれており、事業等の選択と集中による経費の節減を図り、限られた財源の効果的、効率的な執行が求められています。

また、国庫補助事業の事務費執行に係る不適切な会計処理に係る会計検査院の指摘を受けて、内部統制機能の実効性に対し、県民から厳しい視線が向けられています。

このことから、平成 22 年度の定期監査においては、国庫補助事業に係る事務費の会計処理などの財務執行状況に重視するとともに、契約事務の処理手続き、不正行為防止や会計事務の適正化のためのチェック機能とその質の検証、確認に重点をおいて行います。

また、行政監査は、今日的課題等にかかる部局横断的な「テーマ」を選定し、その取組状況を経済性、効率性、有効性の観点で検証します。

その他財政的援助団体等監査、決算審査、住民監査請求監査などについての的確に対応します。

各種監査等の結果については、全て公表することを原則とし、議会及び知事に報告するとともに、三重県公報、インターネット等により広報します。また、監査結果を分かりやすく公表するなど、監査の透明性、公正性をより高めます。

また、平成 21 年度の監査で指摘した事項について、改善・是正した結果を公表すると

ともに、平成 22 年度の監査で改善状況を検証していくこととします。

なお、監査の執行に当たっては、監査の実施方法や提出書類等を見直すなど、監査対象箇所への負担軽減を積極的に進めるとともに、監査委員事務局職員の専門性の向上、監査結果の質的向上など体制強化や業務の効率化を図るため、財政的援助団体等監査業務の一部を外部委託します。

## II. 実施計画

### 1. 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

#### (1) 執行方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最小の経費で最大の効果を上げているかに留意し、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているか、また、事業が経済的、効率的、効果的に執行されているか検証、確認します。

監査の執行にあたっては、監査の効率性等を高めるため、財務にかかわる重点監査事項を別紙のとおり設定し、監査を行います。

また、平成 21 年度監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握し、改善状況を検証していきます。包括外部監査の結果についてもあわせて検証します。

#### (2) 監査対象年度等

監査対象年度は、原則として平成 21 年度を主体とし、前回監査の実施日以降及び今回監査の実施日までの期間も含めます。

ただし、必要に応じて平成 20 年度以前に実施した事業等も対象とします。

#### (3) 実施時期

平成 22 年 2 月から 10 月までとします。

#### (4) 結果報告時期

定期監査結果報告書を作成し、平成 22 年 10 月下旬に公表します。

### 2. 行政監査（テーマ監査）（地方自治法第 199 条第 2 項）

#### (1) 執行方針

平成 22 年度の行政監査（テーマ監査）では、今日的課題等にかかるテーマを定め、経済性・効率性・有効性の視点で監査を実施します。

#### (2) 監査対象

次により実施します。

- ① 「各種基本計画等と基本計画等に基づいて設置された推進体制の状況」
- ② その他、特に必要と認めるテーマ（適宜設定）

なお、平成 21 年度の行政監査「重点事業」で「C」評価した 2 本の重点事業については、「講じた措置」等を参考に定期監査の際、改善状況を確認します。

(3) 実施時期

テーマ①「各種基本計画等と基本計画等に基づいて設置された推進体制の状況」は平成22年2月から平成23年2月までとします。

(4) 実施方法等

ア 実施方法

行政監査については「テーマ」の関係部局長に対して実施します。

なお、行政監査の実施方法については、「平成22年度行政監査実施要領」を別に定めます。

イ 結果報告時期

行政監査（テーマ）結果報告書を作成し、平成23年2月下旬に公表します。

3. 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

(1) 執行方針

公益法人制度改革の流れのなかで、外郭団体等の経営の健全化、自主自立化あるいは見直しが一層求められています。

こうしたもとで、県が補助金等を交付している財政的援助団体等における事業の効果や会計処理が適切に行われて、その効果があがっているなどについて検証、確認します。

(2) 監査対象年度

監査対象年度は、原則として平成21年度を主体とし、必要に応じ20年度以前に実施した事業等も対象とします。

(3) 実施時期

実施時期は、原則として平成22年11月から平成23年2月までとします。

4. 決算審査（地方自治法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項）

(1) 審査対象

- ① 知事から審査に付される「平成21年度三重県歳入歳出決算」及び「平成21年度三重県土地開発基金運用状況」
- ② 知事から審査に付される「平成21年度三重県公営企業会計決算」

(2) 実施時期

- ① 三重県歳入歳出決算等の審査については、定期監査の結果を踏まえ、平成22年7月から9月までとします。
- ② 三重県公営企業会計決算及び三重県病院事業会計決算の審査については、定期監査の結果を踏まえ、平成22年6月から8月までとします。

5. 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

（1）対象箇所

出納局、企業庁、病院事業庁

6. 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

（「地方財政健全化法」第 3 条（健全化判断比率の公表等）、第 22 条（資金不足比率の公表等）

（1）審査対象

- ① 知事から審査に付される平成 21 年度決算に係る「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率」及び「これらの比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」
- ② 知事から審査に付される「平成 21 年度三重県公営企業会計決算」に関する「資金不足比率」及び「これらの比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」

なお、「将来負担比率」に係る地方公社・第三セクター等に関する部分の審査は、必要に応じて、対象団体の協力のもとで現地調査を合わせて実施いたします。

## (別紙) 重点監査事項

### 1 収入

#### (1) 県税の徴収事務

県税の徴収事務については、個人県民税をはじめ多額の収入未済が発生していることから、徴収体制の取組、債権管理（徴収努力の状況等）、収入未済の発生防止対策などを中心に検証、確認します。

また、平成 21 年度滞納整理実施要領に基づく計画目標達成状況についてもあわせて検証します。

#### (2) 収入未済解消に向けた取組状況（県税を除く。）

収入未済については、債権管理（徴収努力の状況等）、債権の処理方針及び発生防止策の取組状況と成果を中心に検証、確認します。

また、債権管理マニュアルに基づく一連の取組状況から、課題等が的確に把握され、その対策が講じられているかなど、確認します。

### 2 支出

#### (1) 業務委託等

随意契約による業務委託等については、競争性、公正性、透明性の確保の観点から業者選定における随意契約理由、検収手続き等のほか業務の成果について検証、確認します。

#### (2) 公共工事等

公共工事等の品質確保や入札・契約制度の競争性、公正性、透明性の確保の観点から、契約事務や工事の進捗管理などの妥当性を中心に検証するとともに、あわせてチェック機能の確保などに重点をおいて検証、確認します。

#### (3) 補助金等

補助金等については、会計処理が適切に行われているか、補助金や交付金等が目的以外に使用されていないか、また、補助制度の環境変化の中で、より補助成果等を高めるために、要綱・要領などの規程の見直しが行われているか、交付決定から検査、支出手続き（支払時期等）までの一連の手続きは適切か、県が担う領域の判断基準に基づく県の取り組みの妥当性について検証、確認します。

#### (4) 旅費

県外の宿泊を伴う出張を中心に旅行命令、精算手続きなどの一連の流れを検証、確認します。

また、国庫補助事業にかかる旅費について、目的どおりに執行されているかなど検証、確認します。



(5) 賃金

業務補助職員等の賃金の執行について、検証、確認をします。

また、国庫補助事業にかかる賃金について、目的どおりに執行されているかなど検証、確認します。

(6) 扶養手当等各種手当の認定事務等

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当について、認定事務や事後確認、関係書類の整理などが適正に行われているか、検証、確認します。

(7) 物品等購入の年度末予算執行状況等

物品等の購入に際して、年度末に集中して購入していないか、予算が計画的に執行されているか、また、「翌年度納入」や「前年度納入」など不適切な会計処理が行われていないかなどについて、検証、確認します。

3 事務管理体制

法令遵守等の取り組み状況や内部チェック体制の課題、問題点などについて検証、確認します。

年間監査執行計画表

月		定期監査	財援監査	行政監査	決算審査・4指標等(普通)	決算審査・資金不足比率(企業)	例月出納検査
22年/1月	22年間監査執行計画 監査提出書類等の確定 包括外部監査結果報告		本監査 ↓				(月末)○
2月	第1回定例県議会 2/16~6/30	予備監査 〔警察署〕 〔県立学校〕 〔地域機関〕	監査結果決定 知事・議長へ 報告、公表	「テーマ」監査 対象照会			(月末)◎
3月				「テーマ」監査 対象調査			(月末)○
4月							(月末)○
5月	21「講じた措置の状況」の公表 議会の役員改選	予備監査 〔地域機関〕 〔企業庁(地域)〕 〔県立病院〕					(月末)◎
6月		予備監査 〔企業庁〕 〔病院事業〕 〔庁〕			4指標等審 査(団体)	企業庁・病院 事業庁聴取 資金不足比率審査	(月末)○
7月	包括外部監査テーマ選 定通知	予備監査 〔本庁〕			本庁聴取		(月末)◎
8月					4指標等審 査(一般会計等)	審査意見書 決定	(月末)◎
9月	21「講じた措置の状況の公表」(財援) 第2回定例県議会 9/15~12/21			監査実施 通知		知事提出	(月末)○
10月		監査結果決定 知事・議長へ 報告	財援監査実施方 針決定 団体選定(出資 等、補助金)	調書提出	審査意見書決定 知事提出		(月末)○
11月			補助金 予備監査(出資等)	予備監査			(月末)○
12月	23年度監査等執行計画 監査提出書類等の確定						(月末)○
23年/1月	包括外部監査結果報告		本監査 ↓	委員監査			(月末)○
2月	第1回定例県議会	予備監査	監査結果決定 知事・議長報 告	「テーマ」 監査結果決 定 知事・議長			(月末)◎
3月							(月末)○

例月出納：◎は委員監査（2月、5月、8月企業会計、2月、5月、8月普通会計）○は書面監査  
但し、企業会計は7月分を8月の総括本監査時に実施、普通会計の8月は、総括本監査時に実施

## 平成 21 年度 財政的援助団体等 監査結果（概要版）

### 1 事項

平成 21 年度財政的援助団体等監査結果について

### 2 内容

#### (1) 監査の概要

平成 21 年度の監査は、28 団体を選定のうえ、平成 21 年 11 月から平成 22 年 2 月まで実施しました。

#### (2) 監査の実施方法

区 分	選 定 基 準	監査対象 団 体 数	予備監査	委 員 監 査	
				実地監査	書面監査
出資（出えん）団体	県出資比率25%以上	31	9	7	2
公の施設管理等団体	公の施設管理委託	17	0(2)	0(2)	-
補助金等交付団体	1事業1,000万円以上及びそ の他特に監査委員が必要と 認めたもの	250	19(23)	3(7)	16
計		298	28(34)	10(16)	18

(注) 1 数値は実団体数で、（ ）は団体区分間の重複を含む団体数。

- 2 出資団体が公の施設管理団体及び補助金等交付団体と重複する場合、実団体数は、出資団体として整理している。
- 3 補助金等交付団体とは、負担金、補助金、交付金の交付団体及び貸付金の貸付団体をいう。
- 4 実地監査とは、監査委員が監査実施団体に出向き、現地で提出された監査資料等に基づき監査を実施したものをいう。
- 5 書面監査とは、監査委員が事務局職員の予備監査結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき監査を実施したものをいう。

#### (3) 監査の対象範囲

平成 20 年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出えん）団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

#### (4) 監査の着眼点

監査は、出資（出えん）団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、財務諸表が適正に作成されているかなどを、公の施設管理団体（指定管理者）については、管理業務が契約の目的に沿って適正、効率的に行われているかなどを、補助金等交付団体については、事業が補助の目的どおり適正に実施されているかなどを着眼点として実施しました。

## (5) 監査の結果及び意見

### [出資（出えん）団体]

違法・不正な事例は認められませんでした。多くの団体で、財務会計処理等において改善を要する事例が見受けられました。

### [補助金等交付団体]

補助金の確定額に影響はありませんでしたが、補助金の実績報告において補助対象外経費を含めて報告していたものや、補助対象経費の支払い事務が団体の経理規定に沿って処理されていない事例が見受けられました。

以下、意見例について抜粋します。

### 出資（出えん）団体

#### 財団法人三重県国際交流財団（所管部局：生活・文化部）

##### [監査結果及び意見]

- (1) 法人においては、平成19年3月に「中期事業計画（平成19年度～平成22年度）」を策定し、多文化共生社会の推進や国際交流の促進等に取り組んでいるところである。しかしながら、事業運営に関しては、基本財産の取り崩しや受託事業の減少などにより厳しい状況となっているので、民間企業への寄附金募集の働きかけや、賛助会員の増加に向けたPR活動を行うなどにより、自主財源の確保に努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項目	内容
理事の変更登記	○理事の変更登記が、寄附行為に定める2週間以内の期限から4日遅延していた。
有価証券	○有価証券を時価により評価しているが、「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、有価証券の評価基準及び評価方法が記載されていなかった。
賞与引当金	○賞与引当金に、社会保険料の法人負担相当額が計上されていなかった。 ○「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、賞与引当金の計上基準が記載されていなかった。
未払金	○未払金に計上されている、委託事業にかかる消費税及び地方消費税の計上額に誤りがあった。
予定価格	○契約において、会計規程に定める予定価格が設定されていないものがあつた。

##### [所管部局に対する意見]

- (1) 法人については、事業運営が厳しい状況となっているので、自主財源の確保に努めるよう指導されたい。  
(所管室名：生活・文化部 国際室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。(所管室名：生活・文化部 国際室)

**社会福祉法人三重県厚生事業団（所管部局：健康福祉部）**

**〔監査結果及び意見〕**

- (1) 平成20年度の公の施設管理に関する成果実績について、全16項目中5項目が目標を大きく下回っているため、原因の分析を行うとともに、目標達成に向け、各種研修参加者や施設利用者等への情報提供に努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
賞与引当金	○財務規程において規定している賞与引当金が、計上されていなかった。
未払金	○年度末の未払金を計上するにあたり、請求書に基づき一律、期末日の日付で計上しているが、納品等の日付で計上すべきである。
固定資産	○固定資産の取得価格の中に、工事の設計料が含まれていないものがあつた。
受託契約	○県から委託された事業において、事業計画書の未提出、及び事業実績報告書の提出が遅延しているものがあつた。

**〔所管部局に対する意見〕**

- (1) 公の施設管理に関する成果目標が十分達成されていない項目があることから、目標達成に向けた指導、助言等を行われたい。  
(所管室名：健康福祉部 障害福祉室 健康福祉総務室)
- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。  
(所管室名：健康福祉部 障害福祉室 健康福祉総務室)
- (3) 法人に無償貸与している県有備品について、所管部局から物品表示票が送付されていないものがあつたので、送付されたい。(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

株式会社三重県四日市畜産公社（所管部局：農水商工部）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 平成 20 年度の決算は、当期純損失 2,914 万円であり、二期連続で赤字を計上したことにより、累積欠損額が 4,718 万円となり、厳しい経営状況となっている。  
また、平成 21 年 3 月から新たに開始した豚部分肉加工業務が不調であることなどにより、平成 21 年度の決算もさらに赤字幅が増大することが想定されるため、早急に抜本的な経営改善に取り組まれない。
- (2) 平成 20 年 1 月に「中期経営改善計画（平成 20 年度～22 年度）」を策定しているが、当該計画が取締役会等に諮られていないほか、年度毎の計画に対する実績の検証も行われていないなど、実効性のないものとなっている。  
二期連続赤字を計上している現状の経営状態を踏まえ、早急に抜本的な経営改善を図るためにも、役職員が一体となって当該計画を見直し、実効性のある経営改善計画を策定されたい。
- (3) 牛の特定危険部位の取扱いに係る告発を契機として、平成 19 年 8 月以降、法令の遵守や食の安全・安心に関する研修の実施、チェック体制の構築に努めているが、平成 20 年 7 月に牛加工肉の産地誤表示が発覚しており、依然として十分なチェック管理体制が構築されているとは言えない状況にある。  
このため、改善策の着実な実施を再度徹底し、定期的に職員の研修、訓練を実施するなどにより、再発防止に努められたい。
- (4) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
退職給与引当金	○将来の支払い資金として確保すべき、期末日現在における自己都合による退職金の要支給額が、退職給与引当金に計上されていなかった。
賞与	○夏季賞与について、12 月～5 月の労務対価相当分を平成 21 年度の費用として計上しているが、12 月～3 月分については、20 年度の費用として計上すべきである。 ○賞与引当金を計上するにあたって、社会保険料の法人負担相当額が計上されていなかった。
法人税等	○平成 20 年度の収益事業にかかる法人税等 200 千円が、21 年度の費用として計上されているが、20 年度の費用として計上すべきである。
小切手	○平成 20 年度の末日に振出した小切手について、21 年度に会計処理されているが、振出し日の日付により、20 年度に会計処理を行う必要がある。
経理規程	○固定資産の取得は、総務責任者の申請により稟議決裁されなければならないと規定されているが、稟議が行われていなかった。 ○現金の在高を金種別明細表に記載し、毎日金銭出納帳と照合するよう規定されているが、金種別明細表が作成されておらず、現金在高の照合も不定期に行っていた。 ○入札等に関する規定が整備されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 公社の決算は、二期連続で赤字を計上するなど、厳しい経営状況となっている。また、平成 21 年度決算においてもさらに赤字幅が増大することが想定されるため、四日市市など他の出資者とともに、早急に抜本的な経営改善に取り組まれない。

(所管室名：農水商工部 農畜産室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。

(所管室名：農水商工部 農畜産室)

**補助金等交付団体**

学校法人慈光学園（補助対象：ひかり幼稚園 所管部局：生活・文化部）

[補助金の概要]

補助金の名称	補助金額	補助の目的
私立幼稚園振興補助金	30,867,000 円	私立幼稚園における教育の振興を図るため、私立幼稚園の経常的経費の一部を補助する。 (補助率 1/2 以内)

[監査結果及び意見]

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助対象経費	○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している人件費の中に、補助対象外教員の所定福利費が含まれていた。(当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。)
給与規程	○時間給で契約している教員に対し賞与を支給しているが、その金額の支給基準が当法人の給与規程に明記されていなかった。
経理規程	○振替伝票に起票者及び経理責任者の押印がなされていないなど、支払事務等が経理規程どおりに行われておらず、チェック体制が機能していなかった。 ○経理規程において、20 万円を限度として常時経理責任者の手許に現金を保管することができるかと規定しているが、この限度額を超えて手許保管している場合があった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 補助対象経費の中に補助対象外経費が含まれている事例が見受けられたので、補助対象経費の積算について周知徹底するとともに、補助金の申請時、確定時のチェックを厳密に行われたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

学校法人白百合学園（補助対象：白百合幼稚園 所管部局：生活・文化部）

[補助金の概要]

補助金の名称	補助金額	補助の目的
私立幼稚園振興補助金	30,549,000 円	私立幼稚園における教育の振興を図るため、私立幼稚園の経常的経費の一部を補助する。 (補助率 1/2 以内)
私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）	647,000 円	私立幼稚園における保護者及び幼稚園設置者の経済的負担の軽減を図るため、預かり保育に要する人件費に対し補助する。 (補助率 定額)
私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）	328,000 円	私立幼稚園における施設や教育機能を活用し、地域に総合的に開放する教育活動に要する経費に対し補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項目	内 容
給与規則	○主任手当の支給、期末勤勉手当の加算などについての支給基準が法人の給与規則に明記されていなかった。
領収書	○支払事務において、経理規程に定める領収書の徴収がされていないものがあつた。

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)



亀山商工会議所（所管部局：農水商工部）

[補助金の概要]

補助金の名称	補助金額	補助の目的
小規模事業支援費補助金	34,118,696 円	小規模事業者の経営・技術の改善、発達のための事業の充実を図り、小規模事業者の振興と安定を支援するため、商工会及び商工会議所が実施する経営改善普及事業に対し補助する。  (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項目	内 容
実績報告	○補助金実績報告書に添付されている補助金の事業費明細書に記載誤りがあった。
会計規程	○契約、物品、検収手続き等にかかる経理規程が整備されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 補助金実績報告書に添付されている補助金の事業費明細書に記載誤りがあったので、報告書の審査を適正に行われたい。（所管室名：農水商工部 金融経営室）
- (2) 契約手続き等において公平性、透明性を確保するため、規程等の整備について、当商工会議所に対し、指導、助言等を行われたい。（所管室名：農水商工部 金融経営室）

〈監査実施団体一覧〉

出資（出えん）団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	意 見 数		監査区分
				団 体	所管部局	
1	(財)三重県国際交流財団	津 市	生活・文化部	7	2	実地
2	(株)三重データクラフト	津 市	生活・文化部	—	—	書面
3	(社福)三重県厚生事業団	津 市	健康福祉部	5	3	実地
4	(財)三重子どもわかもの育成財団	松 阪 市	健康福祉部	9	2	実地
5	(財)三重県小動物施設管理公社	津 市	健康福祉部	1	1	書面
6	(財)三重県環境保全事業団	津 市	環境森林部	1	1	実地
7	(財)三重県農林水産支援センター	松 阪 市	農水商工部	6	3	実地
8	(株)三重県四日市畜産公社	四日市市	農水商工部	11	2	実地
9	三重県土地開発公社	津 市	県土整備部	8	5	実地

補助金等交付団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	意 見 数		監査区分
				団 体	所管部局	
1	学校法人慈光学園	四日市市	生活・文化部	4	2	書面
2	学校法人あおい学園	四日市市	生活・文化部	3	2	書面
3	学校法人白百合学園	鈴 鹿 市	生活・文化部	2	1	実地
4	学校法人日本聖公会三重学園	津 市	生活・文化部	1	1	書面
5	学校法人前島学園	伊 勢 市	生活・文化部	—	—	書面
6	(財)三重県私立学校教職員退職基金財団	津 市	生活・文化部	—	—	書面
7	医療法人(社団)大和会	いなべ市	健康福祉部	—	1	書面
8	特別医療法人暁純会	津 市	健康福祉部	1	1	書面
9	(社福)三重福祉会	四日市市	健康福祉部	—	1	書面
10	(社福)鈴鹿聖十字会	菰 野 町	健康福祉部	—	—	書面
11	(社福)徳寿会	四日市市	健康福祉部	—	—	書面
12	(社福)伊賀昴会	伊 賀 市	健康福祉部	1	1	書面
13	いせしま森林組合	度 会 町	環境森林部	1	—	書面
14	亀山商工会議所	亀 山 市	農水商工部	2	2	書面
15	シャープ(株)	亀 山 市	農水商工部	—	1	実地
16	市場土地改良区	四日市市	農水商工部	2	1	書面
17	三重県超短波無線漁業協同組合	津 市	農水商工部	1	2	書面
18	(社)三重県トラック協会	津 市	農水商工部	1	1	実地
19	鈴鹿市白江土地区画整理組合	鈴 鹿 市	県土整備部	—	—	書面

意見数計	団 体	所管部局
	67	36

## 平成21年度 行政監査「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」結果（概要版）

### 1 事項

平成21年度行政監査「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」結果について

### 2 内容

#### (1) 行政監査「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」

##### ① 行政監査「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」の趣旨

県の庁舎内には、実行委員会や協議会など、さまざまな任意団体が設置され、県職員が事務局職員を兼ねているものや県が補助金等の財政的援助を行っているもの等が相当数あるが、近年の定期監査等で、会計処理にかかるリスクが高い団体や、財産管理やサービス管理上の整理が不十分な団体が見受けられました。

そこで、今後の行政事務の改善に資することを目的に、行政監査のテーマとして「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」を選定し、任意団体に対する執務場所の提供や県職員の従事、団体への県費支出など、任意団体に対する県の関与の状況および任意団体の会計処理状況などについて監査しました。

#### (2) 監査の概要

##### ① 監査対象機関

各部局に対し、任意団体の設置状況を調査し、提出された監査調書により把握した163団体の中から次の基準により22団体を選定し、その団体を所掌する部局および任意団体を監査対象機関としました。

[選定基準]

ア 県職員が任意団体の事務局の事務に従事している団体

イ 県から一定額(100万円)以上の県費を支出している団体(県からの支出が委託料のみの団体については、関係人調査として実施した。)

##### ② 監査対象年度及び実施時期

監査対象年度は、平成20年度を基本として、平成21年度9月までとし、平成21年11月24日から平成22年2月25日の間に実施しました。

##### ③ 監査実施方法

「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」の事務を所掌する担当部局および任意団体の実地監査を行い、その調査結果をふまえて委員監査を実施しました。

#### ④ 監査の着眼点

- ア 団体業務に対する県職員の関与について
- イ 団体に対する執務場所の提供
- ウ 団体への県費支出について
- エ 団体の財務事務について

### (3) 行政監査「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」結果の概要

#### ① 共通意見

以下の改善すべき事項を除き、規約等に基づき概ね適正に運営されていた。

#### ア 担当部局について

県費の支出状況については、負担金等にかかる事務において、県と団体の起案者や決裁者が同一人となっているものなどが見受けられた。

また、執務場所にかかる行政財産の目的外使用許可手続に関しては、その取扱基準が明確でないため、手続をとっている団体とそうでない団体があり、団体間において、整合が図られていなかった。

これらのことをふまえ、法令・条例等に基づいて適正な処理を図られたい。

なお、任意団体の事務局が県の庁舎内に設置され、行政と一体的に活動を行っているため、県と団体との判別がつきにくいことを十分考慮のうえ、団体に対しては、より一層業務が適正に行われるよう厳正に指導されたい。

#### イ 任意団体について

規約等に理事会等の成立要件、議決要件等が定められていないものや、審議すべき事項が審議されていないもの、議事録等が作成されていないものなど、透明性の確保が不十分な団体が見受けられた。

また、団体の財務処理規程が整備されていないものや、出納員が任命されていないなど内部統制機能が十分に働いていないもの、通帳と通帳届出印を同一の職員が管理しているものなど、会計処理上のリスクが高いと考えられる団体が見受けられた。

任意団体は県とは異なる組織であるが、その運営には補助金や負担金など多額の県費が支出されていることから、各団体においては、透明性の確保や会計処理にかかるリスクの低減などに最大限努められたい。

#### ② 担当部局に対する着眼点別意見

##### ア 交付決定等の決裁者について

7団体において、担当部局側と任意団体側の決裁者が同一人物であるなどの例が見受けられた。今後、透明性の確保・チェック機能強化の観点から適切な事務処理体制の整備を図られたい。

区分	決裁者が同一人物であった 団体	決裁者が別人物であった 団体	計
団体数	7	15	22
構成比(%)	31.8	68.2	100

#### イ 行政財産の目的外使用許可手続等について

執務場所にかかる行政財産の目的外使用許可手続に関しては、その取扱基準が明確でないため、手続をとっている団体とそうでない団体があり、団体間において整合が図られていない。

団体の業務内容を十分精査のうえ、行政財産の目的外使用許可手続が必要な場合とそうでない場合との基準を明確にするなど、法令・条例等に基づいて適切な対応を図られたい。  
(総務部)

区分	行政財産の目的外使用許可 手続きがとられていた団体	団体業務が県事業の目的と 合致しているとの理由で許 可手続きをとっていなかつ た団体	計
団体数	3	19	22
構成比(%)	13.6	86.4	100

#### ウ 委託契約における契約書について

県と団体とが委託契約を結んでいる8団体のうち5団体において、県の施設を使用させることが契約書に明記されていなかった。

「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」において、県の施設を使用させることを契約書に明記しなければならない場合の基準が不明確であることから、契約書に記載がある場合とそうでない場合と整合が図られていないので、基準を明確にされたい。  
(総務部)

区分	契約書に明記されていた 団体	契約書に明記されていな かった団体	計
団体数	3	5	8
構成比(%)	37.5	62.5	100

### ③ 任意団体に対する着眼点別意見

#### ア 団体の財務処理規程の整備、事務管理体制について

6団体において、財務処理規程が整備されていなかったため、整備されたい。

また、5団体においては、出納員が任命されていなかったり、出納員が理事長を兼務するなど十分なチェック機能が果たされていないなどの事例が見られたので、チェック体制の整備等を図られたい。

区分	財務処理規程の整備		内部統制機能が十分でない団体数
	有	無	
団体数	16	6	5
構成比(%)	72.7	27.3	22.7

**イ 規約に基づく理事会の開催、議事録の作成等について**

すべての団体において、設置の根拠となる規約や要綱等が制定されていたが、規約等に、理事会等の成立要件、議決要件などが定められていない団体が 11 団体あったので整備を図られたい。

また、6 団体においては、理事会等の議事録等が作成・保管されていなかったもので、透明性の確保の観点から適切な処理を図られたい。

区分	規約の整備		成立・議決等要件		議事録等の整備	
	有	無	有	無	有	無
団体数	22	0	11	11	16	6
構成比(%)	100	0	50.0	50.0	72.7	27.3

**ウ 通帳等の保管状況、立替払い等について**

6 団体において、通帳と通帳届出印を同一人が保管するなど、会計処理にかかるリスクが高いと考えられるので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られたい。

12 団体においては、消耗品等の立替払いが見受けられた。なお、県の会計規則では立替払いは認められていない。

団体における立替払いのなかには、緊急かつやむをえないものも見受けられたが、その場合においても規程を整備のうえ、安易に立替払いを行わないように適切な運用に努められたい。

区分	通帳と印鑑の管理者が同一人の団体数	立替払いが行われていた団体数
団体数	6	12
構成比(%)	27.3	54.5

**「別表」**

**監査対象担当部局および任意団体**

監査対象 計 22 団体

団体名	構成員・構成団体	担当部局(室)
リア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会	三重県、12 市町、2 団体	政策部 交通政策室

三重県明るい選挙推進連合会(※)	各種団体代表者、学識経験者等	政策部 市町行財政室
宮川流域ルネッサンス協議会	三重県、宮川流域7市町、国関係機関他	政策部 地域づくり支援室
「美(うま)し国おこし・三重」実行委員会	三重県、三重県市長会、三重県町村会などの代表者	政策部 「美し国おこし・三重」推進室
東紀州観光まちづくり公社	三重県、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町	政策部 東紀州対策室
緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会	三重県、県内4消防本部(四日市、桑名、津、松阪)	防災危機管理部 消防・保安室
三重県消防協会	三重県、県内市町消防団員	
三重県防災行政無線運営協議会	三重県、全市町、全消防本部、四日市港管理組合	防災危機管理部 防災対策室
日本まんなか共和国文化首都事業4県連携実行委員会	三重県、福井県、岐阜県、滋賀県、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町	生活・文化部 文化振興室
三重県多文化共生啓発事業実行委員会	三重県、津市、四日市市、津商工会議所、独立行政法人国際協力機構中部国際センター他	生活・文化部 国際室
三重県難病医療連絡協議会(※)	難病医療拠点・協力病院、医師会、看護協会、訪問看護ステーション協議会、保健所長会	健康福祉部 健康づくり室
全国農業担い手サミット in みえ実行委員会	農業者組織、農業関係団体等の代表者	農水商工部 農業経営室
三重県農業大学校学生自治会	三重県農業大学校生	
リーディング産業展みえ 2009 実行委員会	三重県、四日市市他13団体	農水商工部 産業集積室
近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会	三重県、奈良県、京都市、近鉄、関西国際空港等	農水商工部観光局 観光・交流室
三重県外国人観光客誘致促進協議会	三重県、県内8市2町、観光連盟、三重県内観光事業者等91団体	
第33回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会	文化庁、三重県および教育委員会、開催市町および教育委員会等	教育委員会事務局 高校教育室
三重県高等学校文化連盟	県内高等学校およびこれに準ずる学校	
三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会(※)	職業に関する学科および総合学科を置く県立高等学校の代表	
三重県高等学校体育連盟	県内高等学校およびこれに準ずる学校	教育委員会事務局 スポーツ振興室
全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会(※)	三重県教育委員会、(財)三重県体育協会、(社)三重県レクリエーション協会、三重県体育指導委員協議会、派遣種目団体	
2009年第29回世界新体操選手権三重大会組織委員会	三重県、(財)日本体操協会、三重県体操協会、3市(伊勢市、鳥羽市、志摩市)	

(※)は県からの支出が委託料のみのため、関係人調査として実施した。

(4) 監査対象以外の任意団体についての補足調査の結果について

今回の監査対象としなかった団体についても、財務規程整備の有無や行政財産使用手続の状況等について、補足調査票の提出を求めた。

各団体からの回答結果は別表のとおりある。

回答結果では、財務処理規程が整備されていない団体や、通帳と印鑑を同一人が保管している団体など会計処理にかかるリスクが高いと思われる団体が相当数見受けられた。

今回、補足調査を実施した団体においても、監査対象団体と同様に改善すべき事項が見受けられることから、監査結果を十分参照のうえ、財務処理規程の整備やチェック体制等の強化を行い、より一層適正な運営を図ることが望まれる。

※ 今回の補足調査は、事前調査により把握した163団体のうち監査を実施した22団体を除いた、141団体に対して実施したものです。

補足調査の主な概要

区分	行政財産使用手続の状況		諸設備経費の負担状況		サービスの取扱 * 1		財務処理規程整備* 2		通帳・印鑑の管理状況* 2	
	有	無	有	無	職専免	職務命令	有	無	別人が管理	同一人管理
政 策 部	1	26		27	3	24	6	9	10	4
防災危機管理部		7		7	7			7	7	
生活・文化部	2	4	2	4	5			4	4	
健康福祉部	2	10	2	10	2	9		10	3	7
環境森林部		3		3		3		2		2
農水商工部	2	65	1	66	1	63	8	41	45	3
県土整備部		3		3	1	2	2	1	2	1
教育委員会	2	12	2	12		11	1	10	7	4
議会事務局		1		1		1		1		1
警察本部	1		1							

\*1 県職員が団体業務に従事している団体数であるため総数(141)と一致しない。

\*2 県職員が会計事務に従事している団体数を示したため総数(141)と一致しない。



# 財務会計・予算編成支援システムに係る機器更新について

平成22年3月15日

出 納 局

## 1. 概要

財務会計・予算編成支援システムの機器更新にあたっては、平成20年度より外部専門家（S I）の支援を受けながら、公平性を確保するとともに、トータルコストの削減やシステム品質及び情報セキュリティの確保を基本的な考え方として調達を実施し、新機器へのシステム移行業務を完了し、平成22年3月1日より新機器での運用を開始しました。

## 2. 機器更新の結果

### （1）公平性の確保

調達に当たっては、S Iの支援を受け、サーバで使用するOS（HP-UX）を汎用型のOS（リナックス）へ変更することにより、特定のメーカー、事業者に偏らない調達仕様書を作成することが可能となり、公平性を確保した調達を実施しました。

### （2）トータルコストの削減

調達仕様書の精査により、移行及び運用支援業務委託については、総合評価一般競争入札を、サーバ等、端末機、プリンタについては、それぞれ分割して一般競争入札を実施することなどにより、前回更新と比べ、5年間のトータルコストで約13億3,800万円削減できました。

### （3）システム品質の確保

入念な動作確認テストの実施により、システム品質の確保を図るとともに、システムのバックアップ方式や、運用における監視項目の追加により、システムの復旧に要する時間短縮や障害の早期発見を図るなど、更に品質を向上させました。

### （4）情報セキュリティの確保

財務端末機からのメールの送受信の遮断や、財務端末機にかかるセキュリティプログラム配信の迅速化など、セキュリティ機能を強化しました。

## 3. 現状について

機器更新後のシステムは、運用開始後本日まで順調に稼動しています。

現在、平成22年4月1日から稼動する総務事務システムとの連携作業を進めているところであり、今後ともシステムの安定稼動に努めてまいります。

# 物件等電子調達システム（ASP）の構築について

平成22年3月15日

出 納 局

## 1. 概要

物件等電子調達システム（以下、「新システム」という）の構築にあたっては、平成20年度より外部専門家（SI）の支援を受けながら、競争性の向上、県内事業者の育成、トータルコストの削減を基本的な考え方として検討しました。

その結果、独自開発を行うよりも、事業者が開発したシステムを利用する方式（ASP方式）を利用して構築するほうが有利であると判断し、ASP方式により、平成22年2月16日から運用を開始しました。

## 2. システム構築の結果

### （1）競争性の向上

公平・公正・透明な調達制度を確保し、競争性を向上するためには、紙による入札を原則廃止し、誰もが入札等に参加できる電子による調達とする必要があるため、全国の多くの自治体で採用しているICカードに対応したシステムとしました。

### （2）県内事業者の育成

県内事業者の育成のため、予定価格が3,500万円未満の調達については、原則として県内事業者を入札等の参加対象としました。

さらに、160万円以下の消耗品、備品は、発注所属の県民センター管内に所在する事業者のみを参加対象とするとともに、ICカード化により生じる経費負担を緩和するため、随意契約の限度額までのものはID・パスワード方式で参加できるシステムとしました。

### （3）トータルコストの削減

事業者が開発した入札システム（ASP）を活用することにより、契約期間（5年間）におけるトータルコストとして、旧システムと比べ約1億8,900万円の削減を見込んでいます。

## 3. 現状について

品質を確保するため、公開模擬操作演習を実施した後、運用を開始しましたが、本日まで順調に運用されています。

なお、より多くの事業者に参画していただくため、新システム運用開始に伴うお知らせを三重県ホームページに掲載するとともに、三重県商工会連合会等の会員へ募集チラシの配布や、広報誌に登載していただくことにより周知を図りました。

今後とも、広報に努めるとともに、事業者や職員がシステムに習熟できるよう事業者説明会と職員操作研修会を開催してまいります。

## 【参考】

①公開模擬操作演習・・・平成22年1月6日～2月5日実施済

②事業者説明会・・・（実施済） 参加者 1,140名

（実施予定） 参加者 240名

※3月18日・19日

③職員操作研修会・・・（実施済） 参加者 742名

## 平成20年度包括外部監査結果に対する対応について

平成22年3月15日

出納局

### 【三重県物件等地域調達型電子入札システム】

1. 監査結果（指摘） 該当なし
2. 監査意見

	内 容	対 応
①	機器等のリース契約では保守費用等は分離するか内容を明示することが望ましい。	リース契約に保守費用等を明示して契約。
②	改修業務について見積書の積算単価の根拠を明確にすることが望ましい。	平成21年度は改修業務なし。22年度以降については積算単価の根拠を明確にする。

### 【三重県財務会計・予算編成支援システム】

1. 監査結果（指摘）

	内 容	対 応
①	サーバのパスワードの変更記録が残されていない。	平成21年1月から文書で保存。
②	外部委託事業者が行うセキュリティ対策について文書で確認を行っていない。	平成21年1月から文書で確認。
③	委託業務報告書に日付の記載がないものがある。	日付記載の確認を徹底。
④	平成19年度の契約書で改正前の古い会計規則の条文が引用されている。	契約書記載事項は法令規則等に照らし適正に作成。

2. 監査意見

	内 容	対 応
①	機器等のリース契約のうちプロジェクター等の研修施設備品は契約を分割することが望ましい。	分割調達を実施。
②	上記契約では付帯作業費用・保守費用は内訳を明示するか契約を分離することが望ましい。	リース契約に保守費用の内訳を明示。
③	上記契約では機器設置作業費用は契約を分離するか同一契約の経緯を文書化することが望ましい。	平成21年度当初予算要求時から同一契約の経緯を文書化。
④	上記契約では、再委託先の適切な業務履行管理や責任関係明確化のため再委託の承認過程を文書で残す必要がある。	平成21年1月から再委託は文書で承認。
⑤	機能改善業務委託について、サブシステム間で調整し、作業内容に応じた単価等を適用することが望ましい。	平成21年1月から作業内容に応じた単価を設定。
⑥	サポートデスク業務の委託について一般競争入札への移行を検討されたい。	総合評価一般競争入札を実施。